議案第１４号参考資料

○ 室蘭市道路占用料条例等の一部改正の件について

１．条例改正の理由

道路法施行令等の一部改正に準拠し、道路占用料等の金額の改定を行うもの

２．条例改正の概要

道路法施行令が改正され、道路占用料の額の改定が行われたことから、国に準拠している下記の条例について、占用料等の改定を行うものである。

○ 改正条例と主な内容

（１） 室蘭市道路占用料条例

道路における電柱等の工作物の占用料は､国に準拠した金額としているため、国の占用料改定に併せて改定する。

・ 第２種電柱（４条又は５条の電線を支持するもの）
１本につき１年　７９０円　⇒　８７０円

・ 標識
１本につき１年　７３０円　⇒　８１０円

・ 水管、下水道管、ガス管等
外径が０．０７m未満のもの
長さ１mにつき１年　１９円　⇒　２１円　等

（２） 室蘭市普通河川管理条例

普通河川における管、電柱等の土地占用料は、道に準拠した金額（道の土地占用料も国の道路占用料と同額である。）としているため、道の占用料改定に併せて改定する。

（３） 室蘭市準用河川流水占用料等徴収条例

改正内容は、（２）と同じ。

（４） 室蘭市都市公園条例

都市公園における公園施設以外の工作物等の使用料は、道路占用料に準拠した金額としているため、道路法施行令の道路占用料改定に併せて改定する。

３．施行期日

令和６年４月１日から施行する。

○ 室蘭市道路占用料条例　新旧対照表（第１条関係）

（平成９年条例第３５号）

改　　正　　後

別表第１（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	円 570
	第２種電柱		870
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		810
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	1,800
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		300
	外径が１メートル以上のもの		610

改　　正　　前

別表第１（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	円 510
	第２種電柱		790
	第３種電柱		1,100
	第１種電話柱		460
	第２種電話柱		730
	第３種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	1,900
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	910
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		270
	外径が１メートル以上のもの		550

法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	810
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	510
			地下に設けるもの		300
	その他のもの				1,000
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	上空に設ける通路				900
	地下に設ける通路				540
	その他のもの				1,000
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積１平方メートルにつき１日	18
	その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１月	180
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積１平方メートルにつき１月	180
		その他のもの		表示面積１平方メートルにつき１年	1,800
	標識			１本につき１年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		１本につき１日	18
		その他のもの		１本につき１月	180
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積１平方メートルにつき１日	18
		その他のもの		その面積１平方メートルにつき１月	180
	アーチ	車道を横断するもの		１基につき１月	1,800
		その他のもの			900
政令第７条第２号に掲げる工作物				占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
政令第７条第３号に掲げる施設					近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に				占用面積１平方メートルにつき１月	180

法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	730
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	460
			地下に設けるもの		270
	その他のもの				910
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	910
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	上空に設ける通路				930
	地下に設ける通路				560
	その他のもの				910
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積１平方メートルにつき１日	19
	その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１月	190
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積１平方メートルにつき１月	190
		その他のもの		表示面積１平方メートルにつき１年	1,900
	標識			１本につき１年	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		１本につき１日	19
		その他のもの		１本につき１月	190
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積１平方メートルにつき１日	19
		その他のもの		その面積１平方メートルにつき１月	190
	アーチ	車道を横断するもの		１基につき１月	1,900
		その他のもの			930
政令第７条第２号に掲げる工作物				占用面積１平方メートルにつき１年	910
政令第７条第３号に掲げる施設					近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に				占用面積１平方メートルにつき１月	190

掲げる工事用材料		
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設		100
その他の占用	市長がその都度定める金額	

備考（略）

掲げる工事用材料		
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設		91
その他の占用	市長がその都度定める金額	

備考（略）

○ 室蘭市普通河川管理条例　新旧対照表（第２条関係）

（平成１２年条例第２９号）

改　　正　　後

別表第１（第１９条関係）

１　（略）

２　土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法		摘要
１～３（略）					
４	管（外径が０．４メートル未満のものに限る。）の埋設	１メートル	0.07メートル未満のもの	21円	
			0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30円	
			0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45円	
			0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61円	
			0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	91円	
			0.3メートル以上のもの	120円	
５	電柱等	１本	第１種電柱	570円	
			第２種電柱	870円	
			第３種電柱	1,200円	
			第１種電話柱	510円	
			第２種電話柱	810円	
			第３種電話柱	1,100円	
			その他の柱類	51円	
６（略）					
７	鉄塔	１基		1,000円	
８	その他				市長が別に定める
備考　（略）					

３　（略）

改　　正　　前

別表第１（第１９条関係）

１　（略）

２　土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法		摘要
１～３（略）					
４	管（外径が０．４メートル未満のものに限る。）の埋設	１メートル	0.07メートル未満のもの	19円	
			0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	27円	
			0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	41円	
			0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	55円	
			0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	82円	
			0.3メートル以上のもの	110円	
５	電柱等	１本	第１種電柱	510円	
			第２種電柱	790円	
			第３種電柱	1,100円	
			第１種電話柱	460円	
			第２種電話柱	730円	
			第３種電話柱	1,000円	
			その他の柱類	46円	
６（略）					
７	鉄塔	１基		910円	
８	その他				市長が別に定める
備考　（略）					

３　（略）

○ 室蘭市準用河川流水占用料等徴収条例　新旧対照表（第３条関係）

（平成１２年条例第３０号）

改　　正　　後

別表第１（第３条関係）

１　（略）

２　土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法		摘要
１～３（略）					
4	管（外径が０．４メートル未満のものに限る。）の埋設	１メートル	0.07メートル未満のもの	21円	
			0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30円	
			0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45円	
			0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61円	
			0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	91円	
			0.3メートル以上のもの	120円	
5	電柱等	１本	第１種電柱	570円	
			第２種電柱	870円	
			第３種電柱	1,200円	
			第１種電話柱	510円	
			第２種電話柱	810円	
			第３種電話柱	1,100円	
			その他の柱類	51円	
6（略）					
7	鉄塔	１基		1,000円	
8	その他				市長が別に定める
備考　（略）					

３　（略）

改　　正　　前

別表第１（第３条関係）

１　（略）

２　土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法		摘要
１～３（略）					
4	管（外径が０．４メートル未満のものに限る。）の埋設	１メートル	0.07メートル未満のもの	19円	
			0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	27円	
			0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	41円	
			0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	55円	
			0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	82円	
			0.3メートル以上のもの	110円	
5	電柱等	１本	第１種電柱	510円	
			第２種電柱	790円	
			第３種電柱	1,100円	
			第１種電話柱	460円	
			第２種電話柱	730円	
			第３種電話柱	1,000円	
			その他の柱類	46円	
6（略）					
7	鉄塔	１基		910円	
8	その他				市長が別に定める
備考　（略）					

３　（略）

○ 室蘭市都市公園条例　新旧対照表（第４条関係）

（昭和３５年条例第１４号）

改　　正　　後

別表第２（第１０条関係）

１　法第５条第１項に掲げる場合　（略）

２　法第６条第１項及び第３項に掲げる場合

区分		単位	使用料
法第７条第１号に掲げるもの	第１種電柱	１本１年につき	円 570
	第２種電柱		870
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		810
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル１年につき	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	地上に設ける変圧器	１個１年につき	490
	地下に設ける変圧器	１平方メートル１年につき	300
	変圧塔	１個１年につき	1,000
	その他のもの	１平方メートル１年につき	1,000
法第７条第２号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	１メートル１年につき	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		300
	外径が１メートル以上のもの		610
法第７条第３	上空に設ける通路	１平方メートル１年につき	900

改　　正　　前

別表第２（第１０条関係）

１　法第５条第１項に掲げる場合　（略）

２　法第６条第１項及び第３項に掲げる場合

区分		単位	使用料
法第７条第１号に掲げるもの	第１種電柱	１本１年につき	円 510
	第２種電柱		790
	第３種電柱		1,100
	第１種電話柱		460
	第２種電話柱		730
	第３種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル１年につき	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	地上に設ける変圧器	１個１年につき	450
	地下に設ける変圧器	１平方メートル１年につき	270
	変圧塔	１個１年につき	910
	その他のもの	１平方メートル１年につき	910
法第７条第２号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	１メートル１年につき	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		270
	外径が１メートル以上のもの		550
法第７条第３	上空に設ける通路	１平方メートル１年につき	930

号に掲げるもの	地下に設ける通路		540
	その他のもの		1,000
法第７条第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	１個１年につき	420
	公衆電話所		1,000
法第７条第５号から第７号までに掲げるもの	非常災害の場合の仮設工作物		無料
	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	１平方メートル１月につき	100
	標識	１本１年につき	810
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	１平方メートル１月につき	180
	その他のもの	市長が別に定める金額	

備考　（略）

３　第３条第１項及び第３項に掲げる場合　（略）

号に掲げるもの	地下に設ける通路		560
	その他のもの		910
法第７条第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	１個１年につき	380
	公衆電話所		910
法第７条第５号から第７号までに掲げるもの	非常災害の場合の仮設工作物		無料
	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	１平方メートル１月につき	91
	標識	１本１年につき	730
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	１平方メートル１月につき	190
	その他のもの	市長が別に定める金額	

備考　（略）

３　第３条第１項及び第３項に掲げる場合　（略）